

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特例事項の内容			
金融庁	0330010	キャプティブ保険会社制度の創設	保険業法第6条第2項、第116条第3項、保険業法施行規則第71条第1項、平成11年金融監査庁・大蔵省告示第3号	現行の保険業法には、親会社等特定の者を対象とする保険のみの再保険を引き受ける保険会社という制度はない。 保険会社が出再(再保険)する場合に、保険会社の責任準備金の積立を免除することについては、再保険を受ける者が保険会社の免許を受けている必要がある。保険会社には、最低資本金額や健全性の基準(ソルベンシー・マージン基準)等の規制がある。	C		「「キャプティブ保険会社」を法律の中に明文化する。趣旨が明確でないため、その可否をお答えすることは困難である。仮に「キャプティブ保険会社」について通常の保険会社よりも緩和される規制等を設けるためであるとするは、その具体的な内容に即して合理性を慎重に検討する必要がある。「沖縄振興特別措置法による金融業務特別地区に設立されたキャプティブ保険会社」に対する出再(再保険)の責任準備金の積立を免除することについては、そうした「キャプティブ保険会社」が保険業法に基づく(規制)監督の対象となっていない場合は、保険契約者等の保護の観点から認めることは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	名護市は「キャプティブ保険会社」を法律の中に明文化することを要望しているが、要望しているキャプティブ保険会社とは以下である。 「「キャプティブ保険会社」を法律の中に明文化すること。趣旨が明確でないため、その可否をお答えすることは困難である。仮に「キャプティブ保険会社」について通常の保険会社よりも緩和される規制等を設けるためであるとするは、その具体的な内容に即して合理性を慎重に検討する必要がある。」「「キャプティブ保険会社」が保険業法に基づく(規制)監督の対象となっていない場合には、保険契約者等の保護の観点から認めることは困難である。」 「「キャプティブ保険会社」が保険業法に基づく(規制)監督の対象となっていない場合には、保険契約者等の保護の観点から認めることは困難である。」 「「キャプティブ保険会社」が保険業法に基づく(規制)監督の対象となっていない場合には、保険契約者等の保護の観点から認めることは困難である。」	C		「「キャプティブ保険会社」について、最低資本金やソルベンシー・マージン等の基準に關し、日本の一般の保険会社に対するものよりも緩いものとし、また「キャプティブ保険会社」に出再する保険会社の責任準備金を免除すること等を要望されているものと理解しているが、再保険の出再元である一般の保険会社は特定地域に止まらず保険契約の引受け等を行っており、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は特定地域に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要があることや、保険業法等の適切な基準を満たさない者に一般の保険会社が再保険を出した場合に責任準備金の積立免除を認めることは、保険契約者等の保護の観点から適当ではないと考えられること等により、対応することは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	今回の提案理由でも記したが、わが国においてはリスクファイナンス手段としてのキャプティブ保険制度に対する企業ニーズは益々高まっている。これはニューヨーク州での利用拡大事例などが示す通り、企業のリスクマネジメント強化が世界的な流れであると認識している。 キャプティブ保険会社制度創設にあたっては、国内金融制度一般の問題としての検討必要性があることは認識している。従って再保険を受ける者が破綻した場合一般契約者へ影響を与えない仕組み等も含めて、管理監督項目やその内容等を金融庁と十分検討させて頂きたいと考えている。その上で特定地域の事例から全国的な規制改革へ波及させる構造改革特区を活用して、まず名護市で効果の検証をしていくことを検討したい。	「再保険を受ける者が破綻した場合に(可能な限り)一般契約者へ影響を与えないようにするためには、保険業法等が規定している保険業法を行う者に係る様々な基準等(最低資本金やソルベンシー・マージンに係る基準、出再元の一般の保険会社に対する出再(再保険)について、保険会社の責任準備金の積立を免除する道を開く。キャプティブ保険会社(親会社または関連会社のリスクのみを引受対象とする保険会社)を法律の中に明文化する。	1121	沖縄県名護市	金融テクノロジイ開発特区									
金融庁	0330020	会員証券取引所における取引利益の緩和	証券取引法第97条	証券取引所については、本業に専念するとともに、他の業務の財務上のリスクが本業に波及することを防止するなどの観点から、その組織形態が株式会社であるか証券会社であるかを問わず、取引所有権証券市場の開設およびこれに付帯する業務以外の他の業務を行うことができない(証券取引法第87条の2)。また、会員証券取引所については、実費主義の理念に基づき(可及的に安い費用での市場サービスの提供にその意図があることから、営利目的での業務運営を禁じている。(同法第97条)。	D-1		一時的に遊休資産を有効利用し、これを貸し出してその収入を固定資産税等の遊休資産の維持管理費や取引所有権証券市場の開設に係る業務の赤字の補填にあてることは、その形態にもよるが、証券取引法上の他業禁止規定や営利目的での業務運営の禁止に反することまではいえず、現行制度の下においても提案内容は実現可能であると認められる。外部団体との業務提携についても、具体的な内容に応じて判断する必要があるものの、取引所有権証券市場の開設およびこれに付帯する業務であれば、現行制度の下においても認められる余地はあると考えられる。	右の提案主体からの意見について、検討し回答された。	金融庁から「遊休資産を有効活用し、これを貸し出して……その形態にもよるが、現行制度のもとにおいても認められる余地はある。」との見解が示されており、これにより提案の趣旨は基本的に達成されるものと考えられる。なお、遊休資産の有効活用を促進する観点から、「その形態にもよるが、現行制度の下で認められる余地に含まれるもの」として概括的にどのような基準が考えられるかが教示願えれば幸いです。	D-1		遊休資産の活用といっても事業によってその内容は異なることから、概括的に回答することは困難であるが、一般的には、本来業務への影響の有無、遊休資産の将来的な活用・処分の見直し、契約期間等により判断することになる。							1357	アンビシャスクラブ	会員制法人証券取引所特区		会員証券取引所である札証の財務基盤安定のため、株式会社証券取引所における株主の地位を伴わない取引参加資格と同様の権能をもつもの)とし、会員たる取引参加者を認めるよう措置すること。				
金融庁	0330030	会員証券取引所における新たな取引参加者創設	証券取引法第90条第2条、第107条第2条	証券会員制法人の会員は、定款に定めるところにより、出資をしなければならない(証券取引法第92条)。なお、札証証券取引所の定款等において、出資金は50万円、入会金は10万円と定められている。	D-1		要望の趣旨は、会員の高い出資金・入会金が市場への参加の障壁となっているため、出資金・入会金の負担の小さい新たな会員資格を設け、参加を促進したいというものと認められる。現行法上、会員証券取引所の会員は出資者であることが前提であるが、取引所において会員の合意を得て定款等の変更を行えば、要望の趣旨に沿った形で新たな会員資格を作つて低額の出資金を設定することや入会金を全額免除することは可能であり、当局としてもその認可については柔軟に対応する余地があると考えられる。													1357	アンビシャスクラブ	会員制法人証券取引所特区		会員証券取引所である札証に新たな取引参加者資格(株式会社証券取引所における株主の地位を伴わない取引参加資格と同様の権能をもつもの)とし、会員たる取引参加者を認めるよう措置すること。			
金融庁	0330040	地方債等について地元金融機関の取引参加資格を認める措置	証券取引法第107条第2条	証券会員制法人の会員は、証券会社及び政令で定める外国証券会社に限る(証券取引法第90条)。取引所有権証券市場における有価証券の売買(中略)は、当該取引所有権証券市場を開設する証券取引所の会員等に限り、行うことができる(証券取引法第107条)。	C		取引所有権証券市場における有価証券の売買等については、原則、証券会社及び外国証券会社のみが行えることとされている。本要望は地元金融機関が流通に關与することが多いと考えられる地方債について、その市場における流通性を増し地域活性化につなげたいとの趣旨と考えられること、国債証券等に係る有価証券先物取引等に関して登録金融機関に取引資格を与えている例もあること、制度の趣旨等を踏まえつつ、今後、投資サービス法に向けた抜本的な証券法の見直しの一環として検討を行うこととする。	貴庁回答によれば、「抜本的な証券法の見直しの一環として検討を行う」とあるが、具体的な検討の内容とスケジュールを示された。	C											1357	アンビシャスクラブ	会員制法人証券取引所特区		地方債等の流通に限り地元金融機関の取引参加資格が認められるように措置すること。			
金融庁	0330050	未公開株式市場開設に関する証券業、証券取引所等の登録、免許の特例	証券取引法第28条第30条	証券業は内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ営んではならない。 有価証券市場の開設は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない。	C		証券業については、これまで累次の規制緩和を行ってきたところである。最近においても、最低資本金の引き下げを行ったところであり、これ以上の規制緩和は困難である。 未公開株式の取引についても、日本証券業協会において投資者保護の観点から一定の情報公開義務付けたグリーンシートを創設している。昨年の金融審議会において、グリーンシートに関する「証券業協会が行う業務として証券法の位置付けを明確にし、投資家保護ルール等を整備することにより、地域の認知度を高め、その健全な発展を促すべし」との報告がなされ、所望の整備を行っているところであり、現時点において更に見直しを行うことは適当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	未公開株式市場として確かにグリーンシートが存在する。しかし、株式未公開企業の資金調達の円滑化を図る観点から創設された、グリーンシート市場における株式発行会社数は、予想ほど多くない。130万社ある株式会社のうち、株式公開会社400社程度を除く株式未公開企業の中で、グリーンシートに登録している株式は80社程度である。その理由は、コストの面、認知度とあわせてハードルの高さがあると考えられる。この現状では、株式未公開企業の資金調達の円滑化しているとはいえず、ファーマーズ・マザーズ・ジャパンは、グリーンシート市場の創設と同様の観点で、さらにその市場を充実する立場において、より多くの中小企業に對してもっと身近に直接金融の場を与えることが目的である。そのため、特区として未公開株式を取り扱う証券取引所を各都道府県ごとに設置したいと考える。なぜなら、株式未公開企業、つまり一般にいう中小企業に範囲を限定している中で、地域に密着した方が、発行会社および投資家にとって最も効果的な相対取引を行うことができると考えられるからである。したがって、特区として地域ごとに証券取引所を設置できるように、証券取引所の免許等の規制を緩和して頂ければ、地域の活性化、ひいては日本経済の活性化に貢献できると思われるので是非もう一度検討をお願いしたい。	C		未公開株式の取引といえども投資者保護が不可欠であることから、最低限の企業内容開示や不公正取引の排除等が図られている必要がある。このためグリーンシートについても自主規制機関である日本証券業協会において、投資者保護上、最低限のルールが設けられているが、このような投資者保護のための最低限必要な規制をさらに緩和することは適当でないと考えられる。 また、有価証券の売買は特定の地域を超えて全国で行われることから、特定地域に關して規制を緩めることも、投資者保護上はやはり適当でないと考えられる。 なお、グリーンシート銘柄について、提案者からのご意見があるような地域に密着した形態で取引の場を提供することにについては、証券業の登録を受けた後に、PTS開設の認可を受け行うことも考えられる。												1362	日本起業家協会	ファーマーズ・マザーズ・ジャパン(未公開株式売買市場)開設構想	未公開株式の有価証券市場並びに証券業に限っては、一定の要件を満たした者であれば、各都道府県、市町村ごとに地方公共団体の長の登録を受ければ開設することができる。

都道府県	管理コード	規制の特事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府県庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	構想(プロジェクト)管理番号	規制特事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制の特事項の内容			
金融庁	0330060	未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例	公認会計士法第2条第47条の2	公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定めのある場合を除く(外、他人の求めに応じ報酬を得て公認会計士法第2条第1項に規定する業務(監査証明業務)を営んではならない。	C	-	財務書類の監査に対する公正性と信頼性を確保するためには、監査の実務経験に加え公認会計士試験(監査の試験科目あり。)に合格した上で登録を行い、かつ、投資者及び債権者の保護等の観点から会計監査における独立性や職業倫理等の規制を受ける資格者である公認会計士以外に監査証明業務を行わせることは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例として、税理士が会計監査人となり財務諸表の信頼性を証明することができることとするという規制の提案について、法務省からは次のような回答を取った。 1. 小会社においても会計監査人を任意設置することができるものとする方向で検討されていること 2. 会計監査人の資格を誰に付与するかは全国的に検討すべき問題であって、一地域に限って特例を設けることは相当ではないが、中小企業の計算書類の正確性・信頼性を高める等の観点から、会社法制の現代化において、株式会社等の内部機関として、会計に関する専門的意見を有する公認会計士又は税理士をその資格要件とし、経営者等共同して計算書類を作成し、当該計算書類を経営者とは別に保存・開示する職務を担う(会計参与(仮称)制度を導入する方向で検討を進めている。以上において今後、小会社に会計監査人の設置が認められ、会計参与としての立場が税理士に与えられるならば、たとえ税理士であっても、株式会社等公認会計士による正確な会計情報集、投資家に提供できる立場として認識しうるのではないだろうか。そして、ファーズ・マーズ・ジャパンを創設し、そこに株式を登録する会社としては、税理士が監査を行えるならば、グリーンシートに登録するよりもコスト削減になるため、より多くの中小企業に直接金融の機会が与えられると考える。この点を踏まえ、特区において創設される未公開株式市場に株式を登録する会社の監査について規制を緩和し、税理士にも会計監査人としての立場を与えようとする。是非再度検討したい。	C	-	財務書類の監査に対する公正性と信頼性を確保するためには、監査の実務経験に加え公認会計士試験(監査の試験科目あり。)に合格した上で登録を行い、かつ、投資者及び債権者の保護等の観点から会計監査における独立性や職業倫理等の規制を受ける資格者である公認会計士以外に監査証明業務を行わせることは困難である。なお、会社法の現代化において、計算書類の正確性に対する信頼性を高める観点から、株式会社等の内部機関として、公認会計士、税理士を資格要件とする(会計参与(仮称)制度を導入する方向で検討が進められている)が、内部機関である会計参与(仮称)と外部監査を実施する公認会計士はその役割を異にして、会計参与(仮称)に税理士が認められることを、会計監査人に税理士が認められることにはならないものと考えている。	1362	日本起業家協会	ファーズ・マーズ・ジャパン(未公開株式市場)開設構想	未公開株式企業は、そのほとんどが小会社、中会社であり、会計監査人の監査を必要とされていない。しかし、市場において株式を売買する場合には、投資家に対する適切な会計情報の提供がなされなければならない。そこで会計監査として、税理士がその財務諸表の信頼性を証明することができることとする。											
金融庁	0330070	地域通貨に対する前払式証券法の適用除外、事前登録要件の緩和	前払式証券法の規制等に関する法律第2条、同法第6条、同法第9条、同法第2条	使用期間が6ヶ月を超える前払式証券等については、前払式証券の規制等に関する法律の適用を受ける。また、第三者発行型前払式証券(発行者以外の第三者に対しても使用することができる前払式証券)の発行の業務は登録を受けた法人でなければならない。	C	-	有効期限が短期である前払式証券は、信用リスクが少ないと考えられることなどから、その発行の日から6ヶ月以内しか使用できないもの前払式証券の規制等に関する法律の適用を除外する。また、第三者発行型前払式証券(発行者以外の第三者に対しても使用することができる前払式証券)の発行の業務は登録を受けた法人でなければならない。	信用リスクが少ないとされる期間として、前払式証券法の規制の対象外となる証券の有効期限を6ヶ月以内としている根拠について示された。併せて、6ヶ月を超えても信用リスクを抑え購入者の利益の保護を図りつつ提案の趣旨を実現するためにはどのように対応すればよいか検討し回答された。併せて右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答された。	地域通貨は、ボランティア活動の促進や地域コミュニティ活動を目的とするものであり、従来の規制対象である企業活動等とは一線を画すものである。上記の趣旨をご理解いただき、地域通貨については、前払式証券の規制等に関する法律の適用除外、事前登録要件の緩和、または利便性の向上、発行コストの低減による流通促進のため、適用除外となる使用期間を6ヶ月から1年に延長することにについてご検討いただきたい。	C	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、前払式証券法の適用除外となる使用期間の6ヶ月は、有効期限が短期で信用リスクが小さいことなどから定められたものであり、地域住民から対価を得て発行される地域通貨についても購入者保護の必要性があることと鑑みれば、これを延長することは難しいものと考えている(発行制度では、発行保証金の供託額を決める基準である未使用残高を半年毎にチェックする仕組みになっている)。なお、本要請については、本法の趣旨である購入者等の保護を踏まえる必要がある。	A-1	福岡県北九州市	地域通貨の導入促進	地域通貨については、流通促進のために、前払式証券の規制等に関する法律の適用除外とする。若しくは同法第9条の内閣総理大臣への事前登録の要件を緩和する。											
金融庁	0330080	前払式証券法の適用除外となる使用期間の延長	前払式証券法の規制等に関する法律第2条、同法第2条	使用期間が6ヶ月を超える前払式証券等については、前払式証券の規制等に関する法律の適用を受ける。	C	-	前払式証券の規制等に関する法律の適用を受けることにより生じる問題等について、(自家発行型証券発行の届出に係る事務の負担) 法第4条第1項第3号に定める未使用残高について、地域通貨を保有する者同士における役割提供可能性といった特性から、これを確定することが非常に困難であり、多大な事務コストの負担を地域通貨発行主体たるNPO等(以下、「発行主体」という。)に強いことになる。「地域通貨なごわ」の場合、その前身の団体である「栗屋川あいの会」において、月毎の流通量管理を行っており、現行、総額300万円程度(流通範囲は、栗屋川市の一部)の流通量であるが、この未使用残高を把握することは、地域通貨保有者同士の役割提供可能性から、不可能となっている。未使用残高が100万円を超えた場合に債務付与されている供託金に係る理念上の問題)同法の規定は、未使用残高に見合う金銭等を供託することを発行主体に義務付けるとともに、地域通貨の発行を受けた者が、かかる供託金と自ら保有する地域通貨との兌換をすることができるものとしている。一方、地域通貨の理念、目的は、流通させることによって、いわゆる地域のつながりを創出し、地域通貨を保有することによって、非常に積極的に促している。「地域通貨なごわ」の場合、活動会員として登録を行った人、会費を支払うことにより一般に地域通貨の発行を受けた(入手した)者については、地域通貨の現金への兌換を行うことができず、かつ、法的な権利を付与するものであり、地域通貨の理念を根柢から覆すものである。	C	-	前払式証券法の適用除外となる使用期間の6ヶ月は、有効期限が短期で信用リスクが小さいことなどから定められたものであり、地域住民から対価を得て発行される「地域通貨」についても購入者保護の必要性があることと鑑みれば、これを延長することは難しいものと考えている(発行制度では、発行保証金の供託額を決める基準である未使用残高を半年毎にチェックする仕組みになっている)。なお、本要請については、本法の趣旨である購入者等の保護を踏まえる必要がある。	A-1	大阪府、おきさか元氣ネットワーク	大阪府、おきさか元氣ネットワーク	大阪府内において地域再生を志向した地域づくりの地域通貨に関する取組が実施されている。これら地域通貨の取組を進める上で、前払式証券法による使用期間に係る規制があることにより、発行者の負担を軽減し、地域通貨の取組を行う地域によっては、地域通貨管理のための負担が増えることとなり、地域通貨の取組の失敗の大きな要因となっている。今後、地域の再生を最大限に促進した地域通貨の取組を成功させるためには、本提案に係る規制の改善が不可欠となっている。このため、公的機関(例：大阪府知事等)が一部の地域通貨について、前払式証券法上の使用期間を6ヶ月から1年に延長すべきである。													
金融庁	0330090	地域資本市場における債券の発行の促進	社債等振替制度による振替制度	公社債の発行促進及び振替制度の利用については、昨年1月に、社債等の振替に関する法律、及び同法政令が施行されたことにより、法令面での措置は完了しており、現在、証券保管振替機構が、銀行・証券会社などの業務関係者に加え、地方債を含む債券の振替システム向け検討中である。また、株式等の券面非発行化及び振替制度の利用については、本年8月に株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律、が可決成立し、公布されたこと。同法は、公布日から起算して5年以内の政令で定める日に施行される。現在、その政令の策定に向け作業が行われている。また、並行して、民間間においても、株式等の振替システム構築に向け、関係機関、銀行、証券会社などの業務関係者が検討を進めている。	D-1 E D-1 D-1	-	社債等の振替に関する法律及び同法政令は平成16年1月に施行済みであり、法制面での措置は存在しない。現在、システム構築及びその稼働に向け、業務関係者の検討が進められている。可及的速やかな稼働終了とシステムの運用の早期開始が待たれる。	社債等の振替に関する法律及び同法政令は平成16年1月に施行済みであり、法制面での措置は存在しない。現在、システム構築及びその稼働に向け、業務関係者の検討が進められている。可及的速やかな稼働終了とシステムの運用の早期開始が待たれる。	社債等の振替に関する法律及び同法政令は平成16年1月に施行済みであり、法制面での措置は存在しない。現在、システム構築及びその稼働に向け、業務関係者の検討が進められている。可及的速やかな稼働終了とシステムの運用の早期開始が待たれる。	-	-	社債等の振替に関する法律及び同法政令は平成16年1月に施行済みであり、法制面での措置は存在しない。現在、システム構築及びその稼働に向け、業務関係者の検討が進められている。可及的速やかな稼働終了とシステムの運用の早期開始が待たれる。	1446	日興コーポラル証券株式会社	地域資本市場創成プロジェクト	地域資本市場は少量多品種の有価証券の発行を促進することから、市場運営と市場仲介に係るコストは可能な限り抑えるべきである。その為に有価証券の券面非発行化が必須であるが、地域債券での利用を促進するために、券面非発行化の利便性を確保する。住民向けに地方債に関する一般債権制度の早期実施(現状では平成16年10月1日)への要請。地域資本市場を利用する地域債券の発行者が一般債権制度を利用する場合、発行者が負担するコストが発行費で不利とならないよう措置に対する要請。地域債券を扱う地域金融機関に対する一般債権制度利用促進のための施策要請。所の出資証券(期限付き)及び債券に対する一般債権制度の取組対象への要請。											
金融庁	0330100	地域資本市場におけるPTS若しくは取引所への地域金融機関の取引参加の促進と信頼性の確保	証券取引法第29条第1項第3号	法制度上、PTSには誰でも参加することが可能である。また、PTSにおいて取り扱われる有価証券の種類についても法制度上の制限はかけられていない。	D-1 (E7)	-	対応可能	対応可能	地域資本市場に株式を登録する会社の監査の特例として、税理士が会計監査人となり財務諸表の信頼性を証明することができることとするという規制の提案について、法務省からは次のような回答を取った。 1. 小会社においても会計監査人を任意設置することができるものとする方向で検討されていること 2. 会計監査人の資格を誰に付与するかは全国的に検討すべき問題であって、一地域に限って特例を設けることは相当ではないが、中小企業の計算書類の正確性・信頼性を高める等の観点から、会社法制の現代化において、株式会社等の内部機関として、会計に関する専門的意見を有する公認会計士又は税理士をその資格要件とし、経営者等共同して計算書類を作成し、当該計算書類を経営者とは別に保存・開示する職務を担う(会計参与(仮称)制度を導入する方向で検討を進めている。以上において今後、小会社に会計監査人の設置が認められ、会計参与としての立場が税理士に与えられるならば、たとえ税理士であっても、株式会社等公認会計士による正確な会計情報集、投資家に提供できる立場として認識しうるのではないだろうか。そして、ファーズ・マーズ・ジャパンを創設し、そこに株式を登録する会社としては、税理士が監査を行えるならば、グリーンシートに登録するよりもコスト削減になるため、より多くの中小企業に直接金融の機会が与えられると考える。この点を踏まえ、特区において創設される未公開株式市場に株式を登録する会社の監査について規制を緩和し、税理士にも会計監査人としての立場を与えようとする。是非再度検討したい。	-	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、前払式証券法の適用除外となる使用期間の6ヶ月は、有効期限が短期で信用リスクが小さいことなどから定められたものであり、地域住民から対価を得て発行される地域通貨についても購入者保護の必要性があることと鑑みれば、これを延長することは難しいものと考えている(発行制度では、発行保証金の供託額を決める基準である未使用残高を半年毎にチェックする仕組みになっている)。なお、本要請については、本法の趣旨である購入者等の保護を踏まえる必要がある。	-	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、前払式証券法の適用除外となる使用期間の6ヶ月は、有効期限が短期で信用リスクが小さいことなどから定められたものであり、地域住民から対価を得て発行される地域通貨についても購入者保護の必要性があることと鑑みれば、これを延長することは難しいものと考えている(発行制度では、発行保証金の供託額を決める基準である未使用残高を半年毎にチェックする仕組みになっている)。なお、本要請については、本法の趣旨である購入者等の保護を踏まえる必要がある。	-	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、前払式証券法の適用除外となる使用期間の6ヶ月は、有効期限が短期で信用リスクが小さいことなどから定められたものであり、地域住民から対価を得て発行される地域通貨についても購入者保護の必要性があることと鑑みれば、これを延長することは難しいものと考えている(発行制度では、発行保証金の供託額を決める基準である未使用残高を半年毎にチェックする仕組みになっている)。なお、本要請については、本法の趣旨である購入者等の保護を踏まえる必要がある。	-	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、前払式証券法の適用除外となる使用期間の6ヶ月は、有効期限が短期で信用リスクが小さいことなどから定められたものであり、地域住民から対価を得て発行される地域通貨についても購入者保護の必要性があることと鑑みれば、これを延長することは難しいものと考えている(発行制度では、発行保証金の供託額を決める基準である未使用残高を半年毎にチェックする仕組みになっている)。なお、本要請については、本法の趣旨である購入者等の保護を踏まえる必要がある。	-	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、前払式証券法の適用除外となる使用期間の6ヶ月は、有効期限が短期で信用リスクが小さいことなどから定められたものであり、地域住民から対価を得て発行される地域通貨についても購入者保護の必要性があることと鑑みれば、これを延長することは難しいものと考えている(発行制度では、発行保証金の供託額を決める基準である未使用残高を半年毎にチェックする仕組みになっている)。なお、本要請については、本法の趣旨である購入者等の保護を踏まえる必要がある。	-	-	右の提案主体からの意見を踏まえ、前払式証券法の適用除外となる使用期間の6ヶ月は、有効期限が短期で信用リスクが小さいことなどから定められたものであり、地域住民から対価を得て発行される地域通貨についても購入者保護の必要性があることと鑑みれば、これを延長することは難しいものと考えている(発行制度では、発行保証金の供託額を決める基準である未使用残高を半年毎にチェックする仕組みになっている)。なお、本要請については、本法の趣旨である購入者等の保護を踏まえる必要がある。